

ベネフィット通信



『気を付けたい所得税改正のポイント』

1. 定額減税と扶養の申告

2024年度の税制改正で、所得税と住民税の定額減税が打ち出されました。定額減税は富裕層に有利な定率減税とは違い、中・低所得者に恩恵が大きいと考えられています。本人と扶養家族につき1人あたり所得税は3万円、住民税は1万円を6月から減税します。ただし、居住者で合計所得金額が1,805万円（給与所得のみの場合2,000万円）以下の者に限ります。所得税は2024年分の所得が判断の対象ですが、住民税は2023年分の所得で判断が行なわれる所以、住民税からの1万円の控除は、1月末までに提出する給与支払報告書や2023年分の確定申告書がベースです。給与所得者であれば6月の源泉所得税から、減税額になるまで順次控除していきます。これは会社で計算をしなければなりません。事業所得者は予定納税額から控除するとなっていますが、予定納税が無ければ、最終的に確定申告で調整します。

ここで問題になるのが扶養家族です。本人が定額減税の対象外になってしまふと、扶養家族についても定額減税が受けられなくなってしまいます。本人の給与収入が2,000万円超、配偶者の給与収入が2,000万円以下であれば、扶養家族を配偶者につければ、扶養家族分の定額減税を受けることができます。所得税の扶養控除を受けられない15歳以下の扶養親族については、令和6年6月1日以後最初の給与支払日までに「源泉徴収に係る申告書」の提出をすれば、年末調整で控除ができますが、多くの会社は扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」を参照して計算するのではないかでしょうか。最初から合計所得金額が1,805万円を超えることがわかっているのであれば、15歳以下の扶養親族は配偶者につけておいた方がよいと思います。同一生計であれば祖父母の扶養家族にするという方法も可能ではないでしょうか。

給付ではなく、毎月引かれる源泉所得税が減る形なので、使えるお金が増えるという実感はありませんが、誰の扶養にするかで定額減税の金額が変わる可能性があるので気をつけたいものです。

2. 上場株式等の配当所得・譲渡所得等における所得税と個人住民税

令和6年度（令和5年分）から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることになり、異なる課税方式は選択できなくなります。

源泉徴収を選択した特定口座では、株式の配当や売却益から所得税と個人住民税が源泉徴収されるため、改めて確定申告をする必要はありません。しかし、株式の譲渡損を同一特定口座以外での売却益と相殺したい、譲渡損失を3年間繰り越したい、配当控除を受けないなどの場合には確定申告書の提出が必要です。今まででは確定申告で配当や株式の譲渡を申告しても、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができ、個人住民税は5%のままで済みました。

令和5年分の所得税の確定申告で、株式の配当や譲渡所得について申告をすると、個人住民税でも申告をしたことになり、個人住民税の合計所得金額に算入されてしまいます。個人住民税の税率は10%ですから、追加で5%支払わなければなりません。また、国民健康保険や後期高齢者医療保険料にも影響が及びます。確定申告で有利になる金額との比較検討が必要です。

**中山到税理士事務所
吉岡真里行政書士事務所**

〒113-0033 東京都文京区本郷2-3-9

ツインビュー御茶ノ水404

TEL 03-6240-0194

FAX 03-6240-0195

E-mail : support@itaru-tax.com

HP : <http://www.itaru-tax.com/>

四代目なまづ君速報

四代目ナマズ君。

写真が暗いですが

昼間の大半はこんな感じで

土管の中で休んでおります。



4月の税務

★4月 10日

1. 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

★4月 15日

2. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者が

あるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出

★4月 30日

3. 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告

4. 2月決算法人の確定申告

5. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告

○口述第4回の申告(半期分)

5月の税務

★5月 10日

1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

★5月 15日

2. 特別農業所得者の承認申請

★5月 31日

3. 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知

通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知

4. 3月決算法人の確定申告

5. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

8. 消費税の年額が400万円超の5月、8月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告
9. 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告期限(12月決算法人は2か月分)
- ★4月中において市町村の条例で定める日
10. 軽自動車税(種別割)の納付 賦課期日…4月1日
11. 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
- ★4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
12. 固定資産課税台帳の縦覧期間
- ★市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等
13. 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

6月の税務

★6月 10日

1. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額の納付

★6月 17日

2. 所得税の予定納税額の通知

★7月 1日

3. 4月決算法人の確定申告

4. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

7. 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
8. 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告
9. 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)
10. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- ★5月中において都道府県の条例で定める日
11. 自動車税(種別割)の納付
賦課期日…4月1日
12. 鉱区税の納付
賦課期日…4月1日

6. 10月決算法人の中間申告(半期分)
7. 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告
8. 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)
- ★6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
9. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)